

平成28年度第3回津野町農業委員会定期総会会議録 (第1日目)

召集年月日 平成28年6月17日

召集場所 津野町役場 本庁2階 第2会議室

開 会 平成28年6月29日 午後3時00分

出席委員

1番	高野光志	2番	宇都宮京子	3番	戸田和宏	4番	石邑武之
5番	下元利晴	6番	中山千歳	7番	明神 正	8番	大崎光秋
9番	高橋信行	10番	秀平 建	11番	松岡保宏	12番	又川武好
13番	川淵慶博	会長	大地隆博				

欠席委員

その他の出席者

事務局長 戸田康嗣 職員 市川くみ

議事日程

別紙のとおり

平成28年度第3回津野町農業委員会定期総会議事日程

平成28年6月29日 午後3時00分開議

日程	議案番号	案 件	備考
1		開 会	
2		会議録署名委員の指名	
3	議案第1号	会期の決定	
4	議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請書の審議について	
5	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請書の審議について	
6	その他	強化促進法の規定による申し出について	
7		○農地の嵩上げに係る事前協議書	
8			
9			

議事進行次第

開 会 午後 3時00分 開議

議 長 正場にいたします。

ただいまの出席委員は14名でございます。
これより、平成28年度第3回津野町農業委員会定期総会を開会いたします。
ただちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。
日程第1、会議録署名委員の指名をおこないます。
会議録署名委員は、会議規則第13条の規定により、議長において
12番 又川委員 13番 川淵委員を指名いたします。
日程第2、会期決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。
よって会期は1日間と決定しました。

日程第3、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議を議題と
いたします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書についてご説明します。
(議案書朗読)
この案件は、先月提出され、急遽取下げられたもので、先月説明させていただきましたが譲受人が変更したものです。
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第1号は大崎委員が地区担当です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

大崎委員 葉山荘から500m旧国道沿い。年寄で何もよう作らん。
4P見てください。赤の斜線と斜線の間は公民館です。

議長 議案1号について質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし

議長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり

り決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 4 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書の審議を議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請書についてご説明します。

(議案書朗読)

2 月に農業振興地域から除外されての転用申請となっております。
農地区分は、甲種農地、第 1 種農地、第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない「その他の農地 (第 2 種農地)」と判断されます。

以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第 2 号 は 秀平委員が地区委員です。現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

秀平委員 私の家のすぐ上。9P 見てください。
貸人の娘むこ。現在は宇佐から教師として通っている。
津波の心配ということもあり、ひとりっこの娘さんをもらったということで、本拠地をこちらの方にしたいもの。
今は写真のようにハウスが建っています。ぶどうを作っていたが、売るようなものはできない。
家ができ、人口が増えていいと思います。
まわりに害があるところでもないので、問題ないと思います。

議 長 議案第 2 号 について、質疑、意見はありませんか。

委員 異議なし。

議 長 よろしいですか。それでは採決いたします。議案第 2 号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

議 長 日程第 5、議案第 3 号強化促進法の規定による申し出についてを議題といたします。
事務局より、議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 議案第 3 号 強化促進法の規定による申し出についてご説明します。
19P 番号 5 利用期間 10 年を 5 年に訂正をお願いします。

(番号 1～5 朗読)

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。
以上で議案の朗読並びに補足説明を終わります。

議 長 議案第 3 号 番号 1 について、担当地区委員の説明は 石邑委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石邑委員 24 日に確認してまいりました。
白石駄場地区です。3 畝くらいのハウスにシシトウ。露地では 3 畝ほど作っています。
20 年くらい借りているところ。再設定。
まだできるき貸してやということ。
シシトウ以外のところにぼつぼつ野菜を作っています。
問題ありません。よろしくをお願いします。

議 長 番号 1 について、質疑、意見はありませんか。

委員 シシトウようけあるのか。

石邑委員 全部じゃない。
合計で 5 畝くらい。

委員 異議なし。

議 長 続きまして 番号 2～4 について、担当地区委員の説明は 宇都宮委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

宇都宮委員 6/20 に行っていました。
借人は、お茶と生姜を家族でやっています。
宮谷の集会所の下。生姜です。
3 貸人は大古味の川向かい。その横が 4 貸人。
家族でまじめにお茶と生姜を作っています。問題ないと思います。

議 長 番号 2～4 について、質疑、意見はありませんか。

委員 国道のところはやらんか。

宇都宮委員 病気になった。

委員 次は何やるか。

宇都宮委員 またやってみると言っている。

委員 ほかに異議なし。

議 長 続きまして 番号 5 について、担当地区委員の説明は 石邑委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

石邑委員 24日に確認してきました。
道路の南1枚の田です。54P写真の稲を作っています。
ホームに勤めていまして今入院中です。
10年借りて作っている再設定です。問題ないと考えます。

議長 番号5について、質疑、意見はありませんか。

委員 ありません。

議長 それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

議長 日程第6 その他の件についてを議題といたします。

事務局長 55ページをお願いします。
農地の嵩上げに係る事前協議書の提出がされております。

(農地の嵩上げに係る事前協議書により報告)

道路高さまで上げて、畑として使うとなっています。

ご審議をよろしく願いいたします。

議長 地区担当の、中山委員からご意見等をお願いいたします。

中山委員 現地は、60P見てもらったら、新国道から旧国道に30m入ったところ。
紙組合があったところ。
水路が上と下にあるが、下のはもう使っていない。●●さんが店やっていて使っていたようですが、今は上の水路を使っているだけ。
隣地の●●さん、畑で作れるというところでもないし、どこにおるか誰もわからん。
●●さんが管理しよったが、亡くなった。法を設けるので問題ないと思います。

議長 農地の嵩上げに係る事前協議書について、質疑、意見はありませんか。

委員 ありません

議長 それでは、農地の嵩上げに係る事前協議書については承認することにご異議ありませんか。

賛成の諸君の挙手を求めます。
(挙手全員)

挙手全員であります。
よって農地の嵩上げに係る事前協議書については承認されました。

議長 その他に皆さん方ではありませんか。

事務局 先月あっせんの申出があった力石地区の件ですが、あっせん先はありませんでした。

議長 それでは、その旨報告していただきます。

他にありませんか。

事務局 非農地証明の件
申し合わせ事項として、個別に協議する。

年金推進活動計画について
H27 点検、H28 計画について
(確認、承認)

農地パトロールについて
(7月西地区、8月東地区に全員パトロールを行う。)

北海道研修について
(別紙の内容となります。)

新たな農業委員会制度が始まります
農地中間管理機構
のパンフレット配布

事務局長 農業委員会高岡郡協議会の前期協議会が、町長、他の農業委員会との日程調整において、
7月14日(木)と決定
会長と女性委員宇都宮委員さんに出席をお願いしました。

議長 ほかになければ7月の定例会の日程を決めたいと思います。

事務局長 7月29日(金)西庁で13:30からの予定で行います。
13:30西庁舎集合でパトロール。戻ってきて総会の予定でお願いします。

議長 ほかにご発言がないので以上で、本日の日程は全て終了しました。
これにて、平成28年度第3回津野町農業委員会定期総会を閉会いたします。
閉会 (午後 4時20分)

津野町農業委員会会議規則第 13 条の規定による会議の経過を記載したもので、その相違ないことを証するためここに署名押印する。

津野町農業委員会議長

署 名 委 員

署 名 委 員